

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
2月5日  
(火曜日)

## 目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………一

土地改良事業施行の同意(農村整備課)……………一

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課)……………一

道路の位置の指定(建築指導課)……………五

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課)……………五

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等(物品管理課)……………五

公告

一般競争入札の実施(税務課)……………六

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)……………七

契約の締結(物品管理課)……………七

雑報

県報の正誤(平成十九年十一月十三日山口県告示第五百七十六号ほか二件)……………八

### 山口県告示第四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。



平成二十年二月五日

土地改良区の名称  
福栄土地改良区

山口県知事 二井 関成  
認可年月日  
平成二〇、一、二八

### 山口県告示第四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

市町名	宇部市	施行地区	大迫地区	事業の種類	ため池の整備	山口県知事	二井 関成	同意年月日	平成二〇、一、二五
-----	-----	------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-----------

### 山口県告示第四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六十七条の十一第二項の規定により、平成二十年度及び平成二十一年度において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十年二月五日  
山口県知事 二井 関成

- 一 森林整備工事
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事
- 二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付けされる資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 政令第六百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第六百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者
  - (2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格（土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。）を有する者。ただし、平成二十一年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。
- 2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用している者であること。
- (1) 森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。）
  - (2) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
  - (3) 都道府県知事又は法第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者
  - (4) 社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
  - (5) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、大学又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三年以上）の実務経験を有する者
  - (6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者
- 3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員（技術職員を含む。以下「作業職員」という。）を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。）を受け

た者である者であること。

- (一) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。
  - (二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間とする。
- 三 資格審査の申請の時期及び方法
- (一) 申請の時期は、平成二十年二月十二日以降随時とする。
  - (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
  - (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
    - 1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）
    - 2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
    - 3 二の（一）の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
    - 4 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
    - 5 営業所の所在状況を記載した書類
    - 6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあつては、印鑑証明書
    - 7 1から6までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
  - (四) 申請書等の作成に用いる言語等
    - 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
    - 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成十九年財務省告示第四百二十八号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 四 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、申請者に通知する。
- 五 審査事項等の変更の届出  
競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第三号様式）に三の（三）に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。
- (一) 住所

- (一) 商号又は名称
- (二) 代表者の氏名
- (三) 建設工事等競争入札参加資格
- (四) 営業所の名称及び所在地
- (五) 使用印鑑
- (六) 代理人
- (七)

別記  
第1号様式

受付番号	登録番号	受 付
------	------	-----

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(電 話 局 番)  
(フアクシミリ 局 番)

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

- 注
- 1 印欄は、記入しないこと。
  - 2 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。
  - 3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主な一資格等により記入すること。
  - 4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者の数を記入すること。
- 備考 ( )を空けた者の数は、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

誓約書

年月日

山口県知事様

申請者 住所 氏名

⑩

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年月日

山口県知事様

郵便番号  
住所  
届出者  
商号又は名称  
代表者氏名  
(電話番号)

⑩

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。  
記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあつては、「届出者」欄への押印は要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

**山口県告示第四十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市清瀬町三丁目四九二の一、四九二の二及び四九二の一九	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
	四・〇〇六・〇	六四・〇	三八一・三七

**山口県告示第四十四号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 競争入札参加資格  
競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

- 二 調達する特定役務の種類  
調達する特定役務の種類は、税務電算システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに税務電算システム運用管理業務、予算編成システム再構築業務、人事給与福利

厚生システム構築及び運用管理業務、電子県庁基幹システム再構築業務、財務会計システム開発業務、実習船青海丸の中間検査業務、通学バスの運行業務並びに教員免許状原簿データのパンチ入力業務とする。

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十九年山口県告示第三百五十六号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

**山口県告示第四十五号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十年度において県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 競争入札参加資格  
競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

- 二 調達物品等の種類  
調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類

物品等の買入  
れ及び借入れ

電気 住民基本台帳ネットワークシステムに係る電気通信関係装置  
ネットワークパソコン 人工心臓装置 内視鏡診断治療システム 重油  
警察情報ネットワーク端末装置 集合教育用四輪運転シミュレーター

三 その他

競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。



(四五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

五百四十万六千ワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六条の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

平成二十年二月六日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分までの間、

岩国県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

岩国県税事務所総務課

(三) 受領期限

平成二十年三月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年三月十八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

岩国市三笠町二丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第二号会議室

(二) 日時

平成二十年三月十八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 大賀 教生

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、岩国県税事務所総務課(電話〇八二七-二九-一五〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and Quantity of the products to be purchased: Electricity, 5,406 thousand kWh.

(3) Delivery period: 1 April 2008 to 31 March 2011

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kennin Bunka Hall Iwakuni

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-cho, Iwakuni-shi (TEL 0827-29-1500)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. 17 March 2008  
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. 18 March 2008)

(四六) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

光市

光地区

かんがい排水

”

”

暗きよ排水

二 縦覧の期間

平成二十年二月六日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年二月五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

平成二十年一月五日印刷  
平成二十年一月五日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

ページ	四	行	誤	正
段	下	左から 一一二	一一七の三	一一七の三(次の図に示す部分に限る。)
行	"	"	一一九の三	一一九の三(次の図に示す部分に限る。)

正誤  
平成十九年十一月十三日山口県告示第五百七十六号(保安林予定森林)



- 二 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号  
落札に係る物品の名称及び数量  
ネットワークパソコン 二百五十六台
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十年一月十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
山口リコー株式会社 山口市小郡給領町一番二〇号
- 六 落札金額  
三千三百十三万八千円
- 七 入札公告日  
平成十九年十一月二十日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入
  - (三) 落札方式  
最低価格

ページ	段	誤	正
上	山口県指定名勝	山口県指定名勝	山口県指定史跡

平成二十年一月十一日山口県教育委員会告示第一号(山口県指定史跡の指定)

左から 一一〇の三	一一二〇の三(次の図に示す部分に限る。)
--------------	----------------------

山口県指定名勝	山口県指定史跡
---------	---------

平成二十年一月十一日山口県報の目次

"	"	左から 一一〇の三	一一二〇の三(次の図に示す部分に限る。)
---	---	--------------	----------------------